

# 公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村医師養成事業助成金交付細則

平成 24 年 4 月 1 日  
理事長 決 裁

改正 令和 2 年 3 月 25 日 理事長決裁

## (趣旨)

**第 1 条** この細則は、公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村医師養成事業助成金交付規程（以下「規程」という。）第 7 条の規定に基づき、公益財団法人岩手県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村に交付する市町村医師養成事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## (助成期間)

**第 2 条** 助成期間は、平成 24 年度から令和 10 年度までとする。

## (助成金の対象等)

**第 3 条** 助成金の対象は、次の各号に掲げるとおりとし、その総額は、別表に定める協会負担額を上限とする。

- (1) 岩手県国民健康保険団体連合会市町村医師養成事業実施規則（平成 16 年国保連規則第 1 号。以下「実施規則」という。）第 4 条第 1 号の私立大学への入学一時金を必要とする修学生 7 人のうち 5 人を超える人数に対し、市町村の負担する額を助成する。
- (2) 実施規則第 4 条第 2 号の月額貸付の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）15 人のうち 10 人を超える人数に対し、市町村の負担する額を助成する。なお、助成する期間は、修学生が大学を卒業する月までの間における正規の修業年限を超えない期間とする。

## (助成金の額)

**第 4 条** 助成金は、実施規則に基づき、市町村が岩手県国民健康保険団体連合会に負担すべき経費のうち前条に規定する助成の対象となる経費で市町村が負担すべき額とする。

## (助成金の交付時期)

**第 5 条** 協会は、助成金を当該年度の 3 月 31 日までに市町村に交付するものとする。

## (交付額の通知)

**第 6 条** 協会は、毎年度、当該年度に交付する助成金の額を、市町村医師養成事業助成金交付通知書（様式第 1 号）により市町村に通知するものとする。

## (助成金の支払申請)

**第 7 条** 市町村は、前条の通知を受けたときは、市町村医師養成事業助成金交付申請書（様式第 2 号）により助成金の交付を申請するものとする。

## (助成金計算書の提出)

**第 8 条** 市町村は、前条の支払申請に算定根拠を明確にした市町村医師養成事業助成金計算書（様式第 3 号）を添えて提出するものとする。

## 附 則

この細則は、公益財団法人岩手県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

## 附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

年度	協会負担額
平成24年度	31,600,000円
平成25年度	37,600,000円
平成26年度	43,600,000円
平成27年度	43,600,000円
平成28年度	43,600,000円
平成29年度	43,600,000円
平成30年度	30,000,000円
平成31年度	24,000,000円
令和2年度	22,000,000円
令和3年度	28,000,000円
令和4年度	34,000,000円
令和5年度	35,200,000円
令和6年度	24,000,000円
令和7年度	24,000,000円
令和8年度	18,000,000円
令和9年度	12,000,000円
令和10年度	6,000,000円